

【医療機関向け説明会：第1回】

予防接種事務 デジタル化について

令和 8 年 8 月

広島市役所健康福祉局
保健部健康推進課



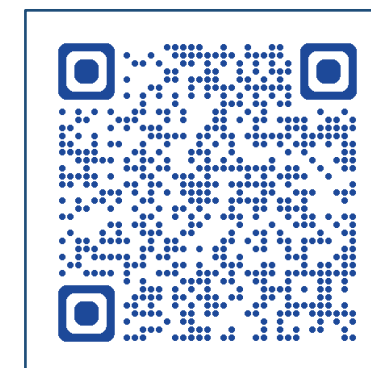
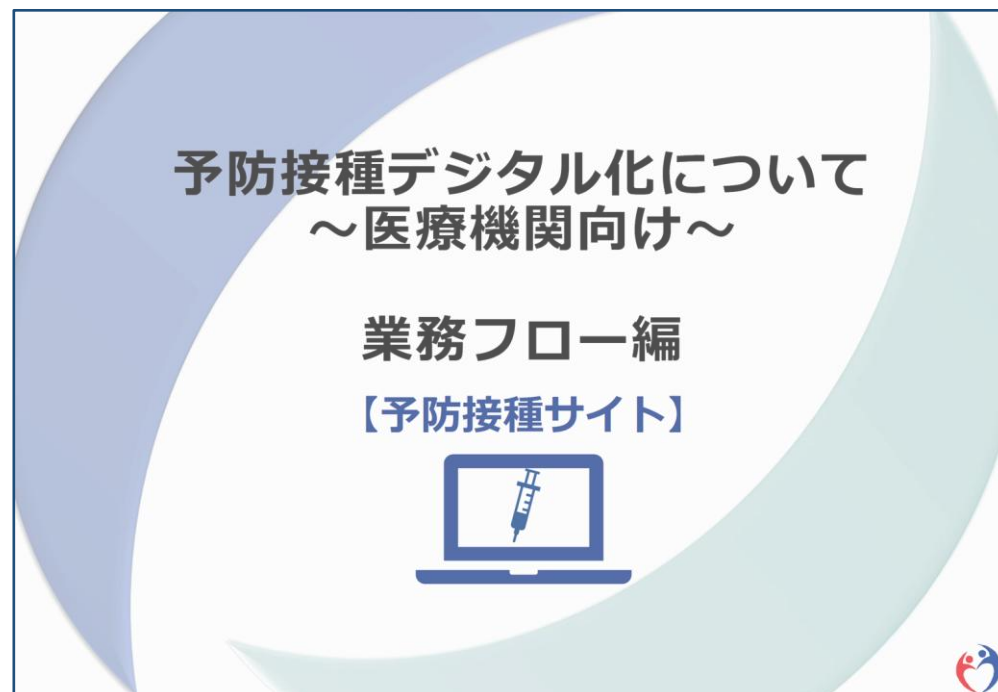
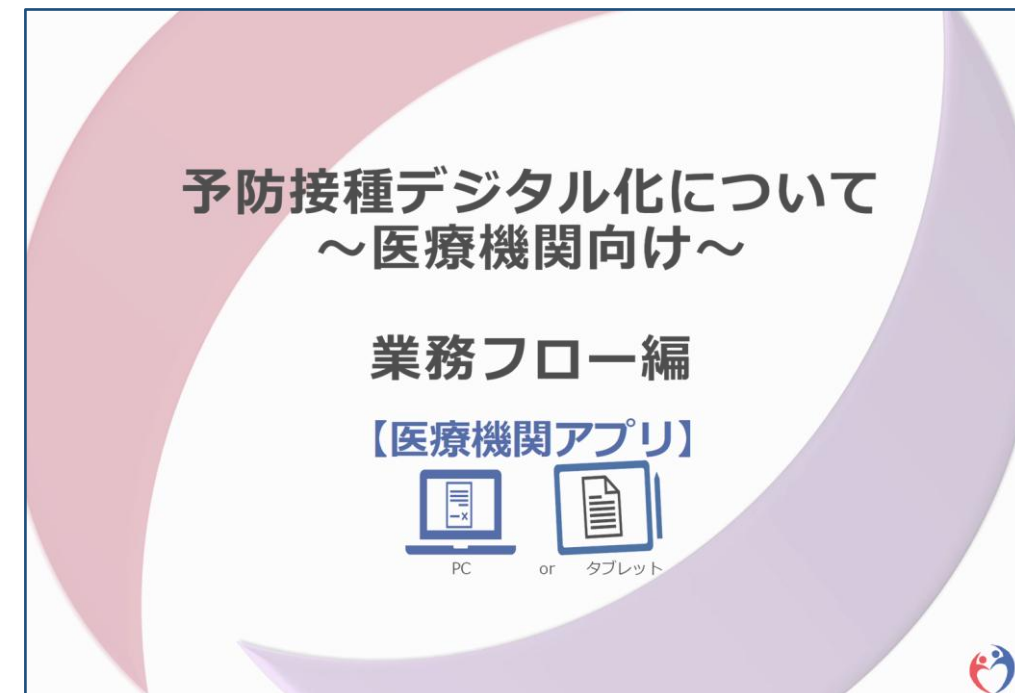
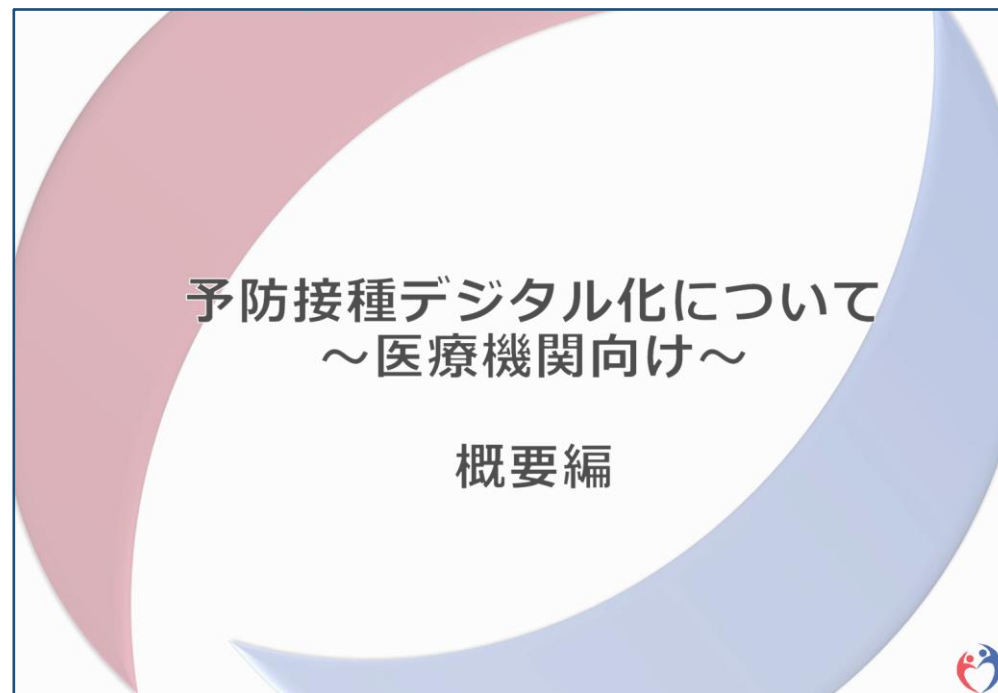
02 デジタル化について

説明動画

○厚生労働省が作成した、医療機関・医師会を対象とする予防接種事務デジタル化説明動画です。

まずは、本動画を御視聴ください。※視聴時間は約30分です。

○動画中の医療機関アプリ及び予防接種サイトの画面は、イメージとなります。



厚生労働省公式YouTube
から、いつでも視聴できます。

03

デジタル化について

背景

- 新型コロナウイルス感染症への対応において、次の課題が浮き彫りとなった。
 - 紙をベースとした予防接種事務の事務負担
 - 予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤の不存在
- このため、国は、予防接種法を改正し、予防接種事務デジタル化に必要な規定の手当を行い、これらの規定の施行期日を令和8年6月1日と定めた。

概要

- 一次利用（予防接種の対象者・自治体・医療機関におけるデジタル化）
 - 医療保険におけるオンライン資格確認と同様に、マイナンバーカードによる接種対象者の確認の仕組みを導入。
 - 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム（予予・請求システム）により、自治体の接種記録を管理するほか、自治体及び医療機関間の委託料請求・支払事務を効率化。
- 二次利用（予防接種データの利活用）
 - 予防接種の有効性・安全性の向上のための調査・研究を行うため、予防接種の実施状況や、副反応疑い報告に係る情報を含む匿名予防接種データベースを整備し、医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）等との連結解析を可能とする。
 - 匿名予防接種データベースの情報を、大学や研究機関等へ提供できるようにする。

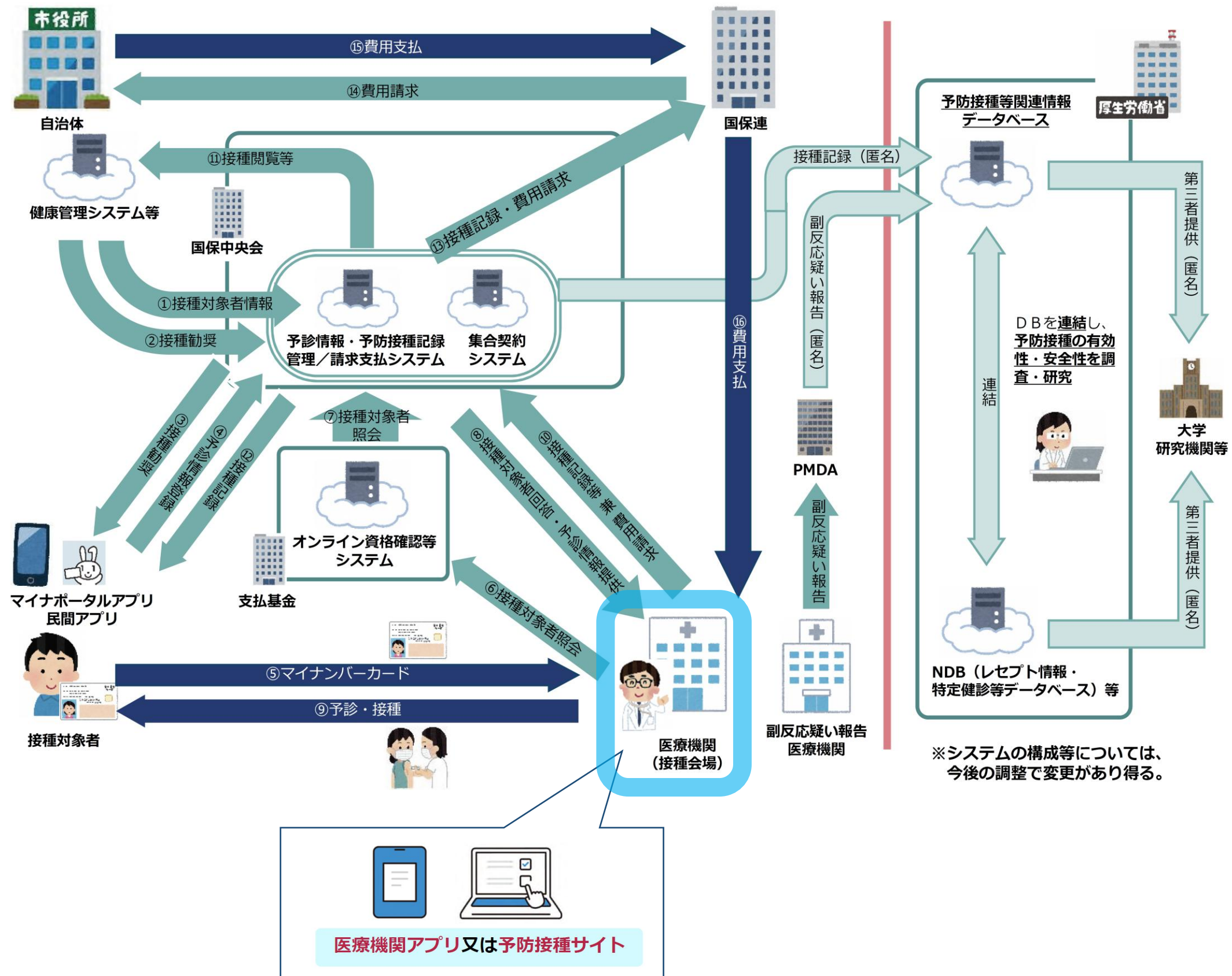
スケジュール

- 法令上、原則として、自治体は令和10年4月1日までにデジタル化を実装する必要がある。
 - 広島市は、令和10年度に対応予定としている。

04

デジタル化について

イメージ

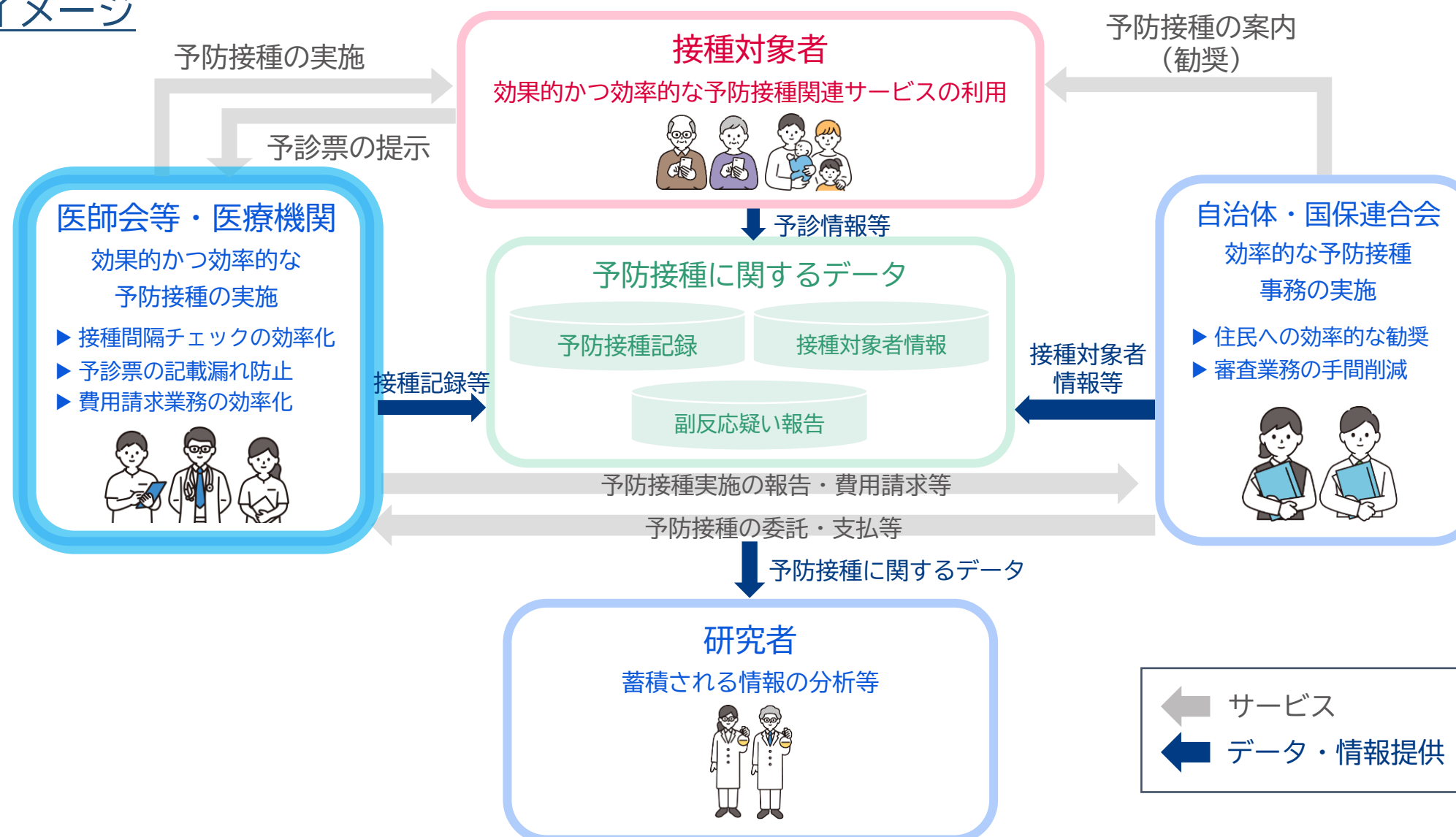


05 デジタル化について

国が示すデジタル化による主なメリット

- 接種対象者：スマートフォン等で接種のお知らせを受け取ることができ、接種記録をいつでも閲覧できる。デジタル予診票の利用で、手書きの負担が軽減される。
- 医療機関：接種記録をシステムで容易に確認でき、接種間違いの防止に繋がる。接種記録をシステムに直接登録することで費用請求が完了し、紙書類の郵送が不要となる。
- 自治体：お知らせのデジタル通知等により、接種券等の印刷や郵送事務が削減できる。接種記録がシステムに直接登録されるため、入力作業が不要になる。

イメージ



06 デジタル化について

参考：医療DX

- 医療DXは、予防接種事務デジタル化、母子保健情報、介護、自治体検診など、保健・医療・介護の各段階のデータを共通基盤（クラウド等）で標準化・共有し、業務・システムの共通化・効率化を進めて、予防促進と質の高い医療・ケアの実現につなげる取り組みです。

医療DXとは

医療DXの概要

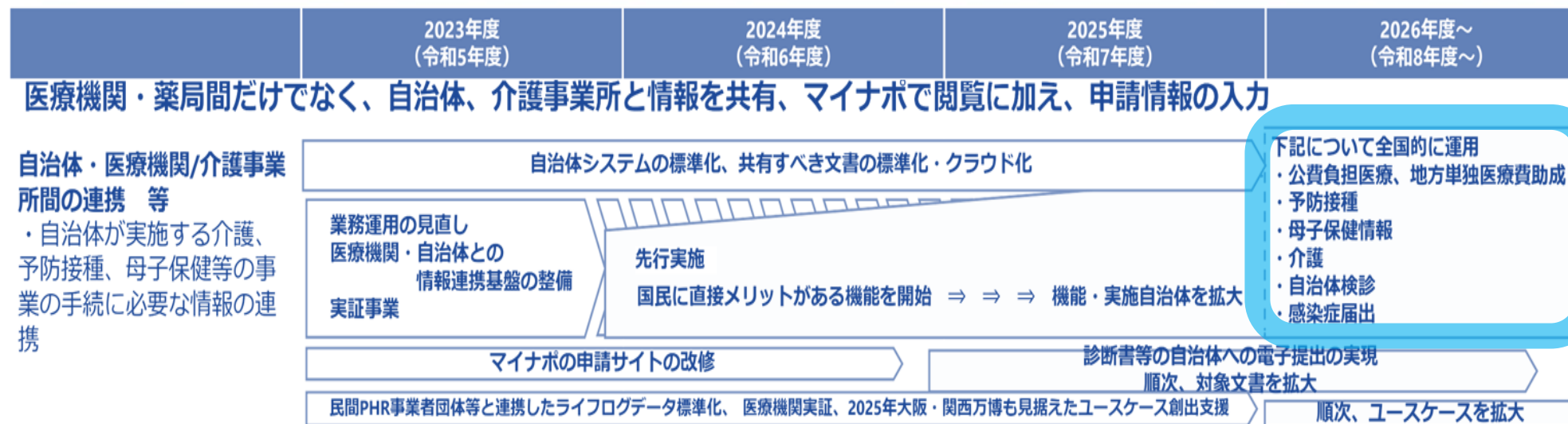
保健・医療・介護の各段階のデータを共通基盤（クラウド等）で標準化・共有し、業務・システムの共通化・効率化を進めて、予防促進と質の高い医療・ケアの実現につなげる取り組み

背景と目的

超高齢社会に対応し、健康寿命の延伸と持続可能な社会保障の実現のため、医療DXでサービスの効率化・質向上を進め、我が国の医療の未来を切り拓く。



- 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）（抜粋）



※デジタル化については、予防接種が先行して対応することになるが、母子保健や自治体検診なども今後対応することになる。

07

デジタル化に係る医療機関の対応

————→ ① 集合契約の締結

————→ ② システム利用規約同意書の提出

————→ ③ 医療機関アプリ／予防接種サイトの導入

参考：デジタル予診票の利用

接種対象者の対応
(広島市民)

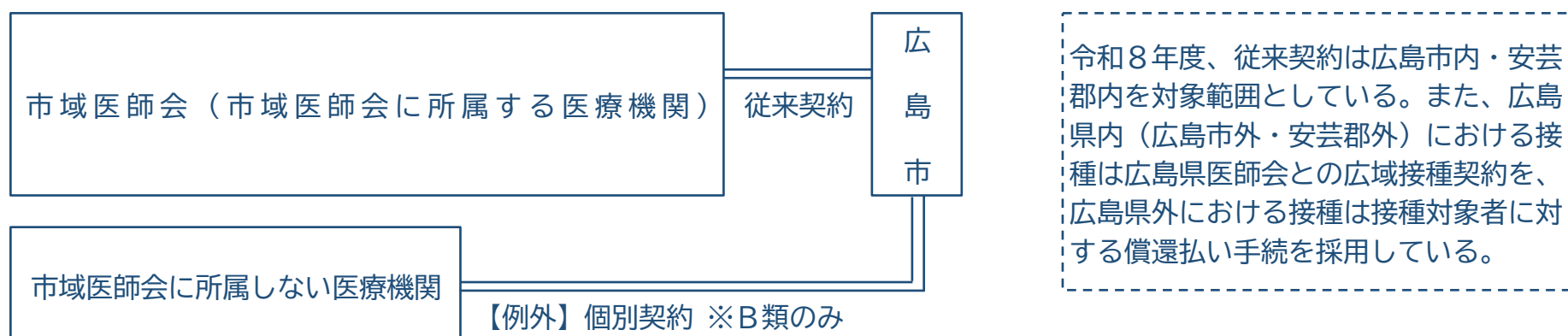
08

① 集合契約の締結

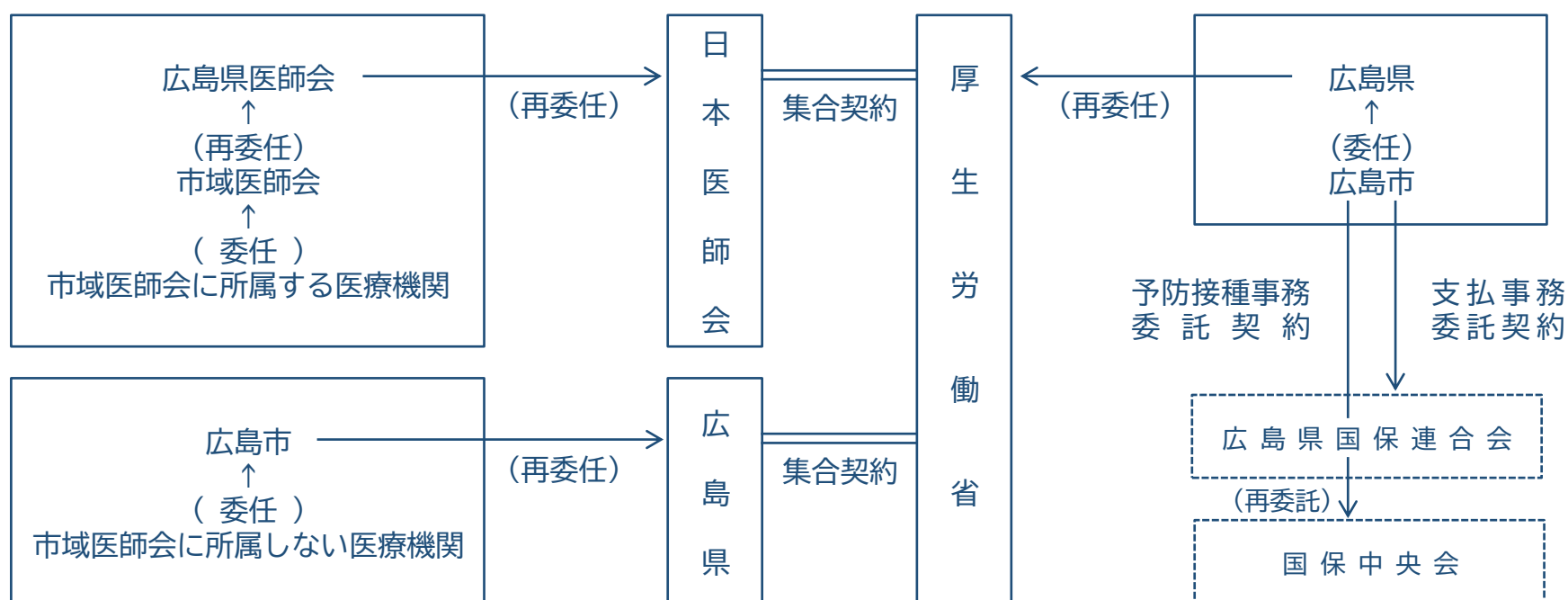
概要

- 新型コロナワクチンや風しん5期と同様、全国の医療機関と全国の自治体において、集合契約システムを介して、集合契約（デジタル化対応予防接種委託契約）を締結する。
- 集合契約の内容は全国一律である。例えば、令和10年度以降は事前手続きなしで住所地外接種が可能となる（医療機関に対する委託料支払が可能となる。）。

従来契約



集合契約



※医療機関と自治体は、集合契約に参加する。また、自治体と広島県国保連合会は、予防接種事務委託契約と支払事務委託契約を締結する。
※従来契約を継続する選択肢も示されているが、令和10年度以降における集合契約と従来契約の内容や組み合わせは未確定である。

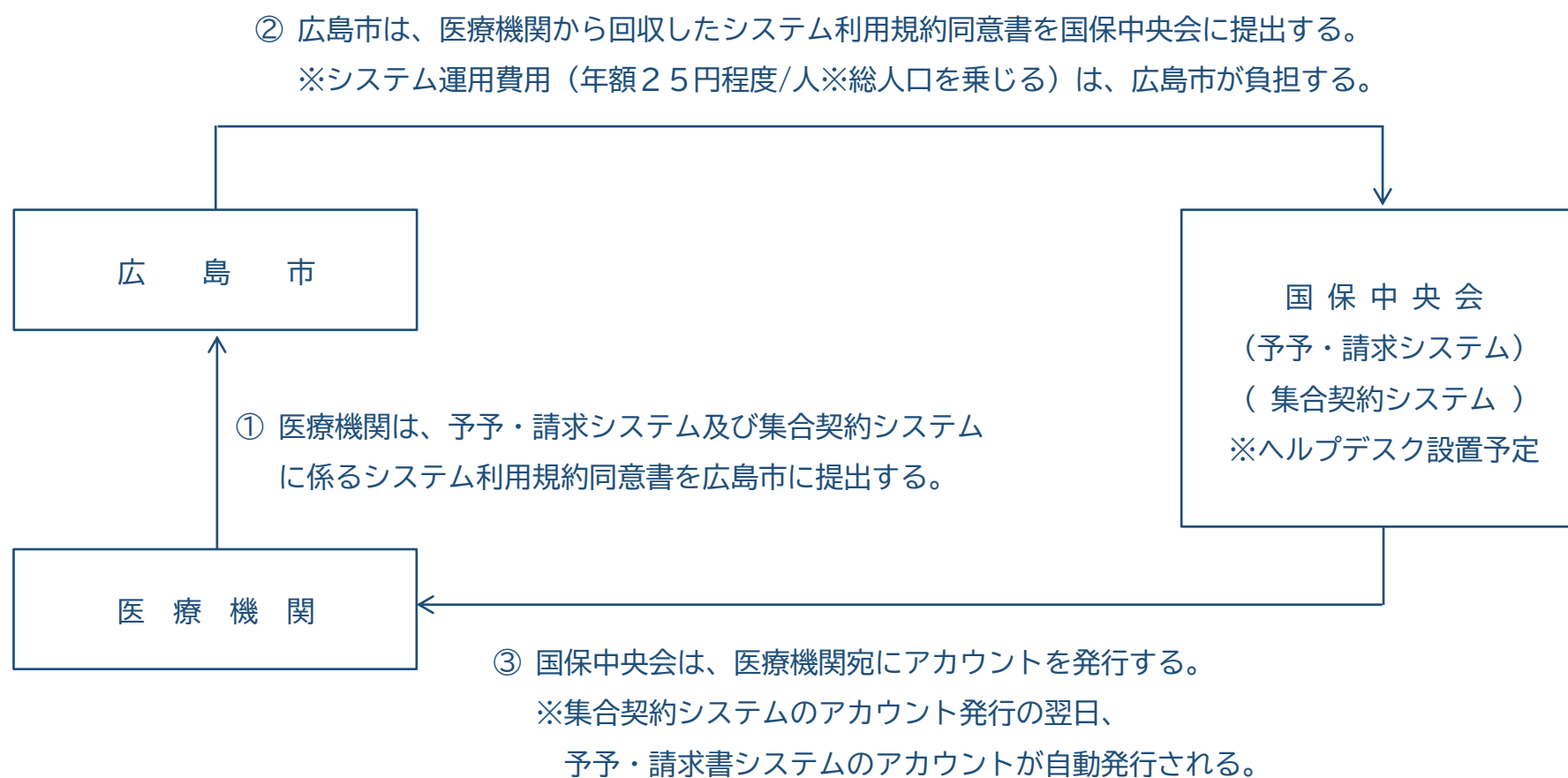
09

② システム利用規約同意書の提出

概要 ※広島市外の医療機関においては、所在地の自治体に御確認ください。

- 医療機関は、予予・請求システム及び集合契約システムに係るシステム利用規約同意書を広島市に提出する。広島市は、医療機関から回収したシステム利用規約同意書を国保中央会に提出する。
- 当該利用規約は、予予・請求システム及び集合契約システムのサービス内容に関して、サービス提供者である国保中央会が有する権利義務、利用者である広島市や医療機関が遵守すべき内容をまとめたものである。

手続



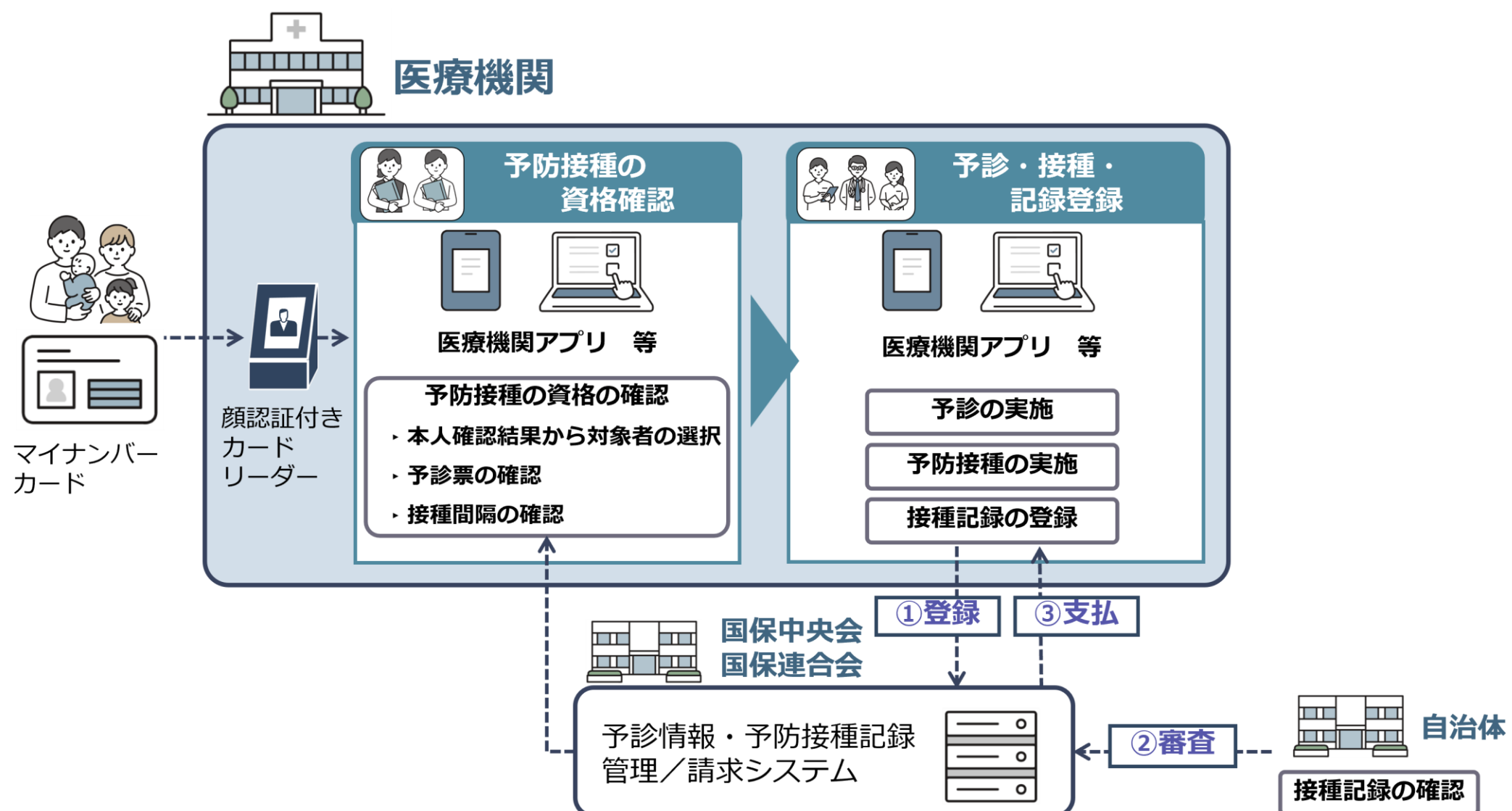
10

③ 医療機関アプリ／予防接種サイトの導入

概要

- 医療機関でのデジタル化の実現方法として、当面の間は、医療機関アプリ又は予防接種サイトのいずれかを選択することになる。
- また、電子カルテ改修（特にクラウド型）により、予防接種事務のデジタル化に対応できるよう国において準備中である。

イメージ



11 ③ 医療機関アプリ／予防接種サイトの導入

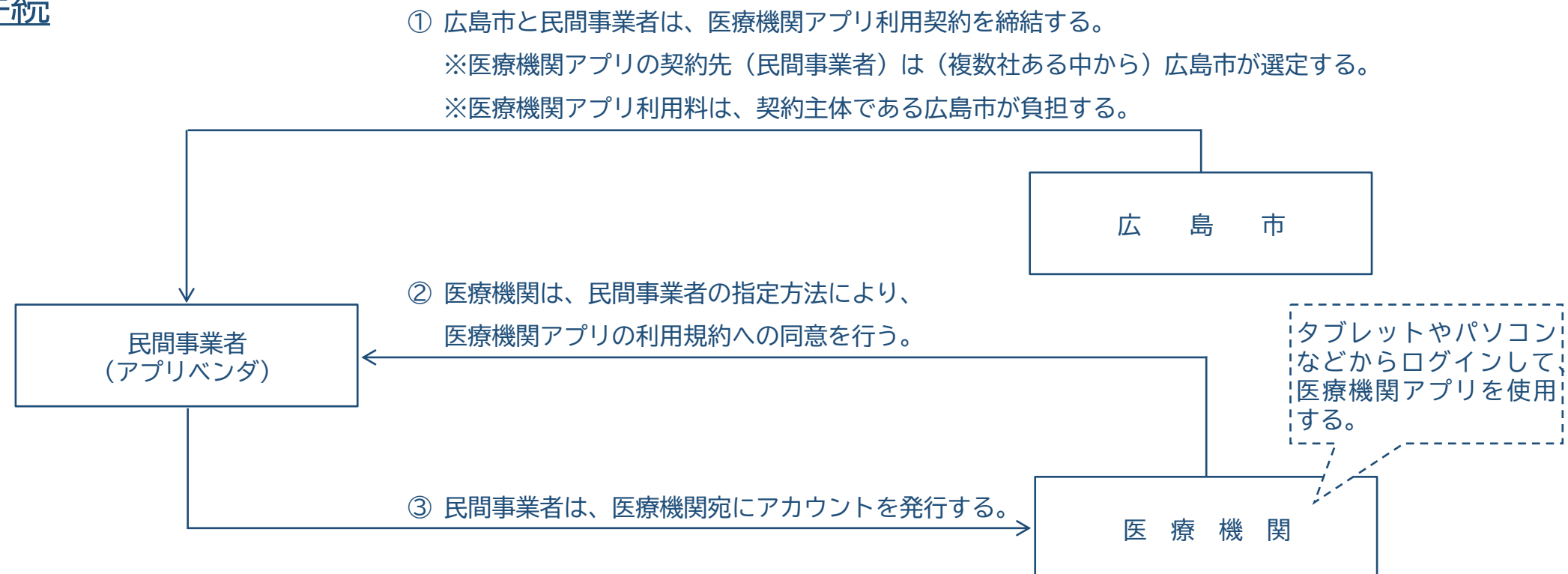
概要 ※広島市外の医療機関においては、所在地の自治体に御確認ください。

- 医療機関アプリとは、民間事業者（アプリベンダ）が開発した、インターネット接続しているタブレットやパソコンで利用するアプリ（ブラウザー形式もあり）のこと。
- 医療機関アプリから、予診情報（接種対象者が登録したデジタル予診票）や過去の接種記録などの閲覧、接種間隔等のチェック、今回の接種記録の登録、委託料の請求などを行うことができる。

費用 国において、新たに端末等の機器導入が必要となった場合の医療機関側の経費について、補助等の仕組みを検討中。

- 医療機関アプリ利用料は、広島市と民間事業者との契約に基づき、広島市が負担する。
- 医療機関アプリ用端末※は、医療機関における端末の保有状況や予防接種事務の動線等に応じて、必要数や導入方針が異なることから、医療機関が（自らの最適な形で）端末を用意する。
※タブレット購入又はリース代、通信費、端末サポート費、セキュリティ対策費、その他端末（バーコードリーダー等）に係る経費

手続



12 ③ 医療機関アプリ／予防接種サイトの導入

概要

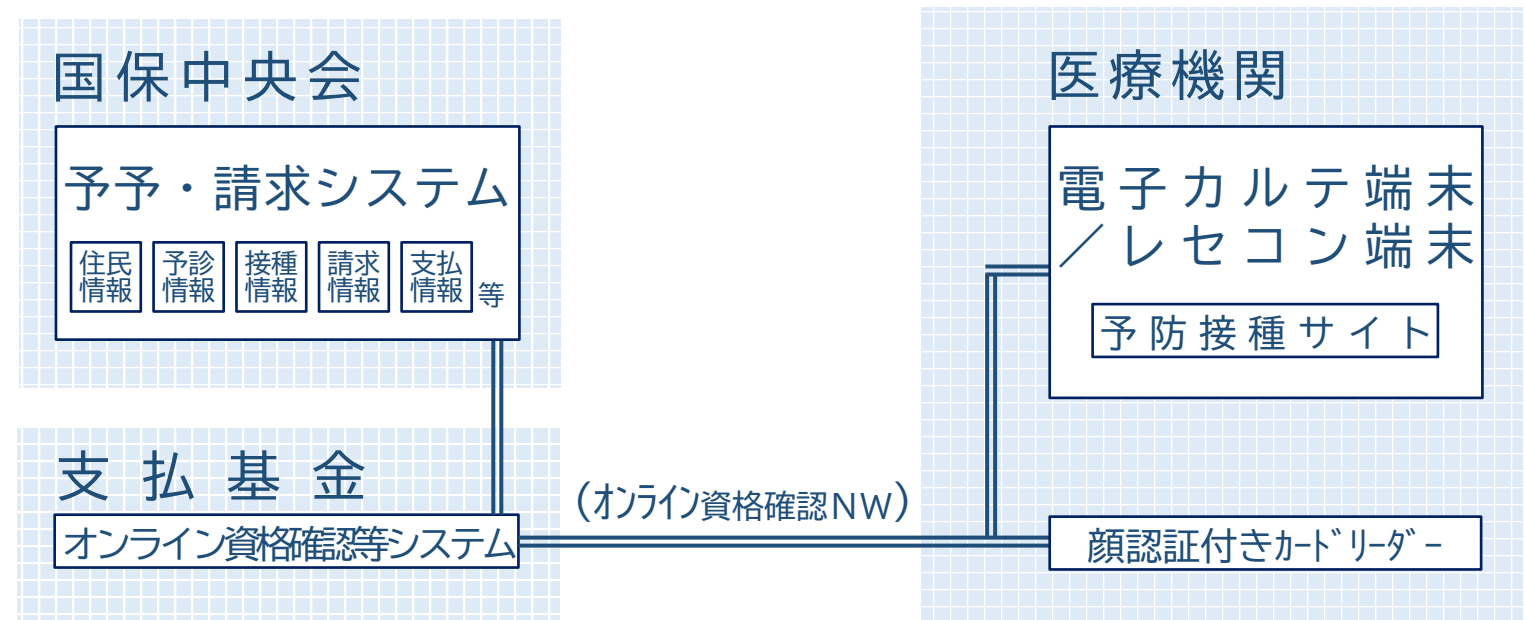
- 予防接種サイトとは、（オンライン資格確認に利用する）オンライン資格確認ネットワークに接続している院内端末（電子カルテ端末やレセコン端末）から利用すること。
- 予防接種サイトから、予診情報（接種対象者が登録したデジタル予診票）や過去の接種記録などの閲覧、接種間隔等のチェック、今回の接種記録の登録、委託料の請求などを行うことができる。

費用

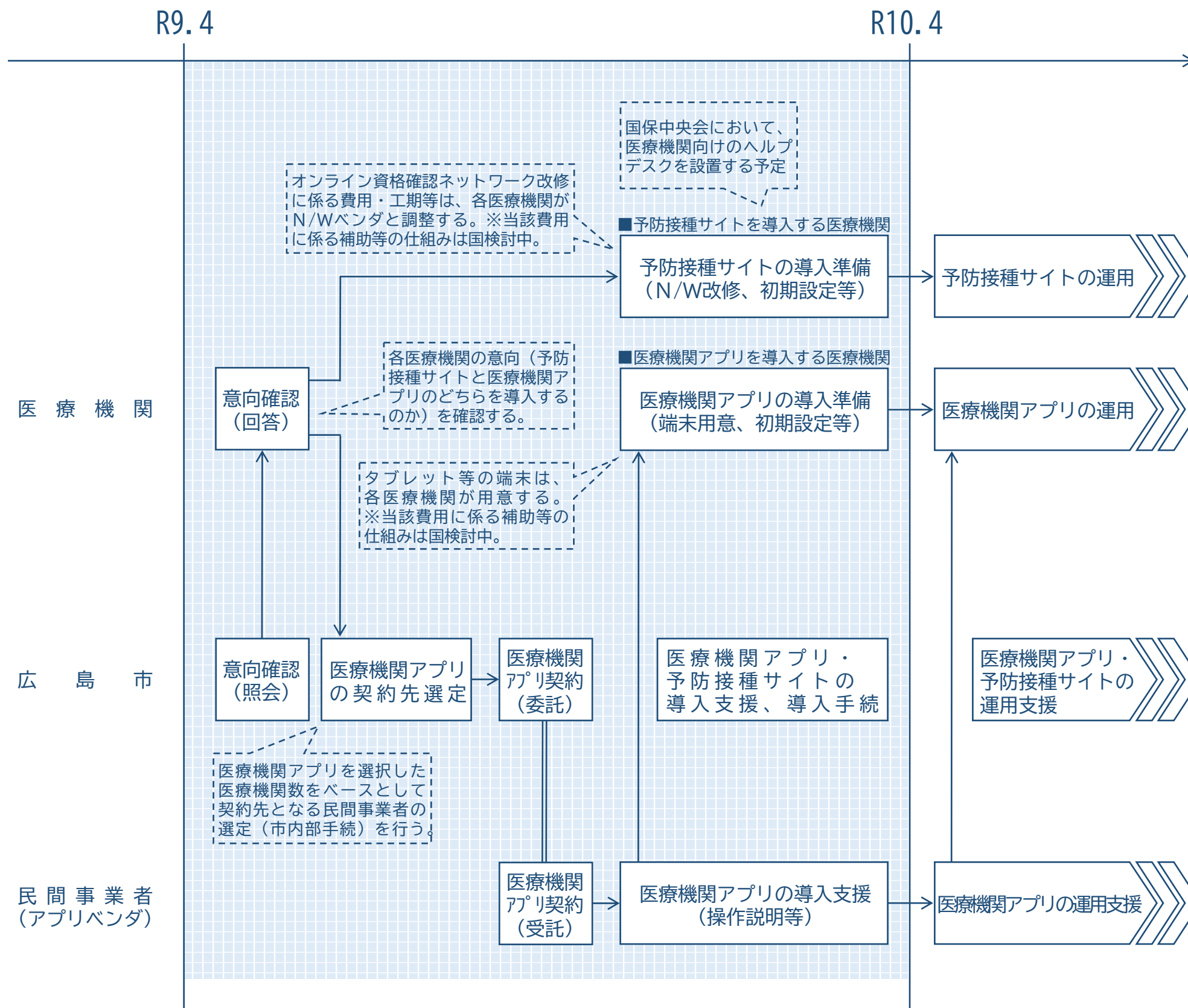
国において、新たに端末等の機器導入が必要となった場合の医療機関側の経費について、補助等の仕組みを検討中。

- 院内端末を予防接種サイトに接続するには、オンライン資格確認ネットワークの改修等費用が十万～数十万円規模で発生する。当該費用は、院内環境整備に当たるため、医療機関が負担する。
- バーコードリーダー（ワクチン情報の予防接種サイト読込が可能）は、医療機関が用意する

イメージ



スケジュール(予定) ※広島市外の医療機関においては、所在地の自治体に御確認ください。



14 参考：デジタル予診票の利用

概要

- マイナポータルにデジタル予診票の登録が可能となる。また、マイナポータルにおいて、今後、接種記録の確認、勧奨通知の受信、接種済証の閲覧なども可能となる。
- デジタル予診票の導入により、場所や時間を問わず、オンラインで簡単に予診情報を入力することができ、紙予診票に何度も手書きする必要がなくなる。

イメージ

～接種勧奨からデジタル予診票の入力～

Step
1



接種対象者のスマートフォンの
マイナポータルに勧奨通知が届く



Step
2



接種対象者はマイナポータルに
ログインしデジタル予診票を入力する

12:34

マイナポータル

予防接種

予防接種の予定・接種記録

① オンラインで予診票が記入できます
マイナポータル上で予防接種に必要な予診票の記入が可能になりました。現在この機能は、実証版として一部の自治体にお住まいのかたにのみ提供しています。

これから 過去

高齢者肺炎球菌 定期

対象期間：65歳の誕生日前日から66歳の誕生日日まで

予診票 未記入 >

12:34

マイナポータル

3/9 ロタウイルス 2回目

基本情報の記入

本人情報は自動で入力されています。

保護者の情報

氏名 必須

田中としお

ホーム > 予防接種 > ロタウイルス 2回目の予診票記入

戻る 次へ

下書き保存

12:34

マイナポータル

5/7 ロタウイルス 1回目

既往歴の記入

最近1カ月以内に病気にかかりましたか。
必須

☐ はい ☐ いいえ

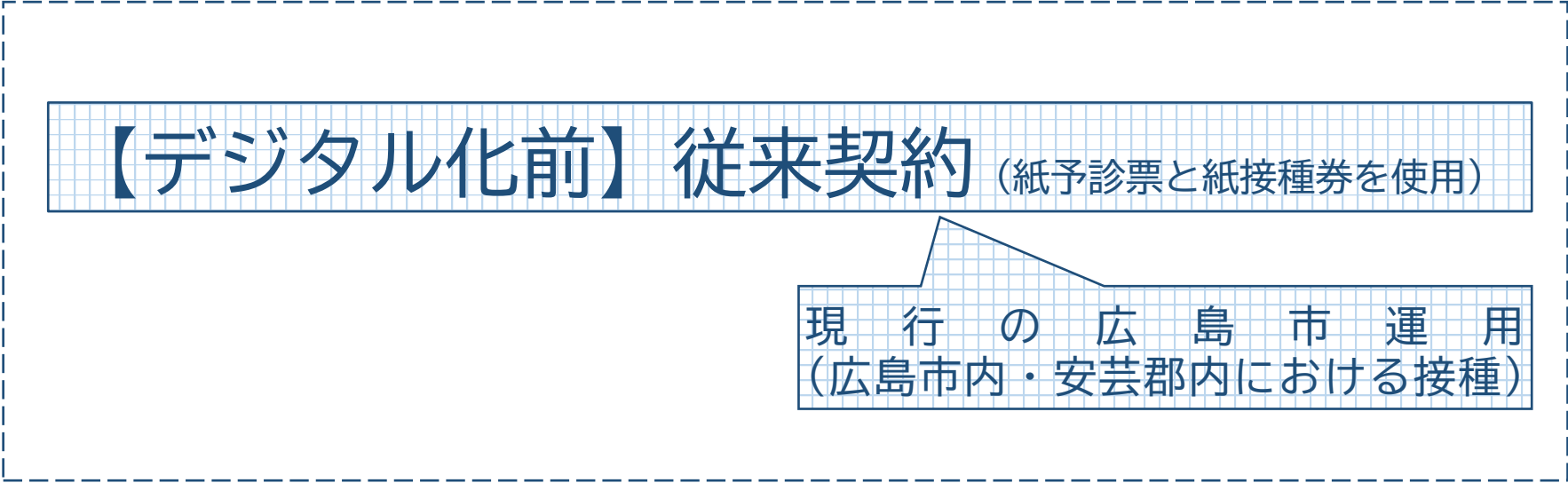
1カ月以内に家族や遊び仲間に麻疹、風しん、水痘、おたふくかぜなどの病気の人がいましたか。
必須

☐ はい ☐ いいえ

1カ月以内に予防接種を受けましたか。
必須

☐ はい ☐ いいえ

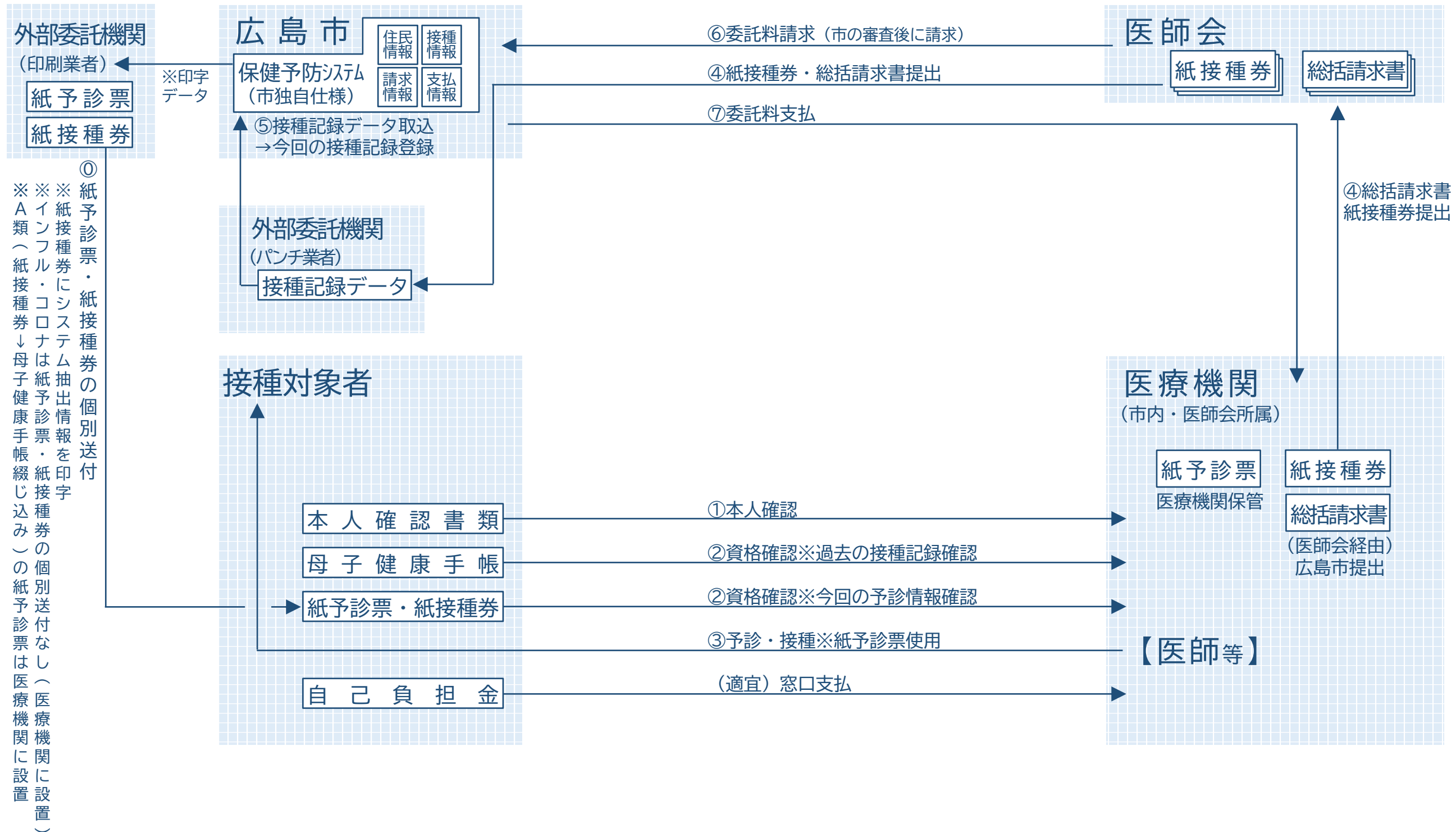
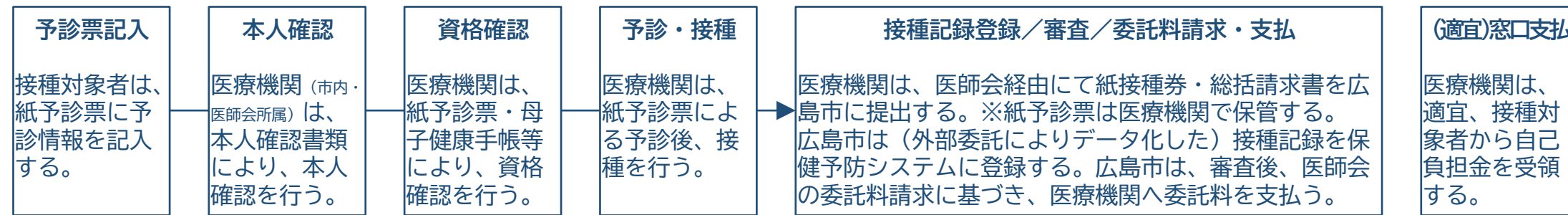
15 デジタル化後の運用パターン



※集合契約については、現在、国が示している運用パターンを示している。
※令和10年度における各運用の内容や組み合わせなどは、追加・変更となる可能性がある。

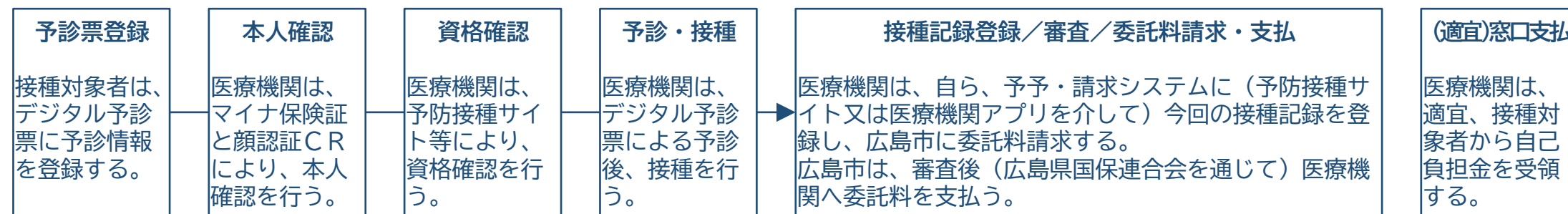
16

【デジタル化前】従来契約（紙予診票と紙接種券を使用）※現行の広島市運用



17

【デジタル化後】集合契約（全てデジタル） ※全てデジタルで完了する運用

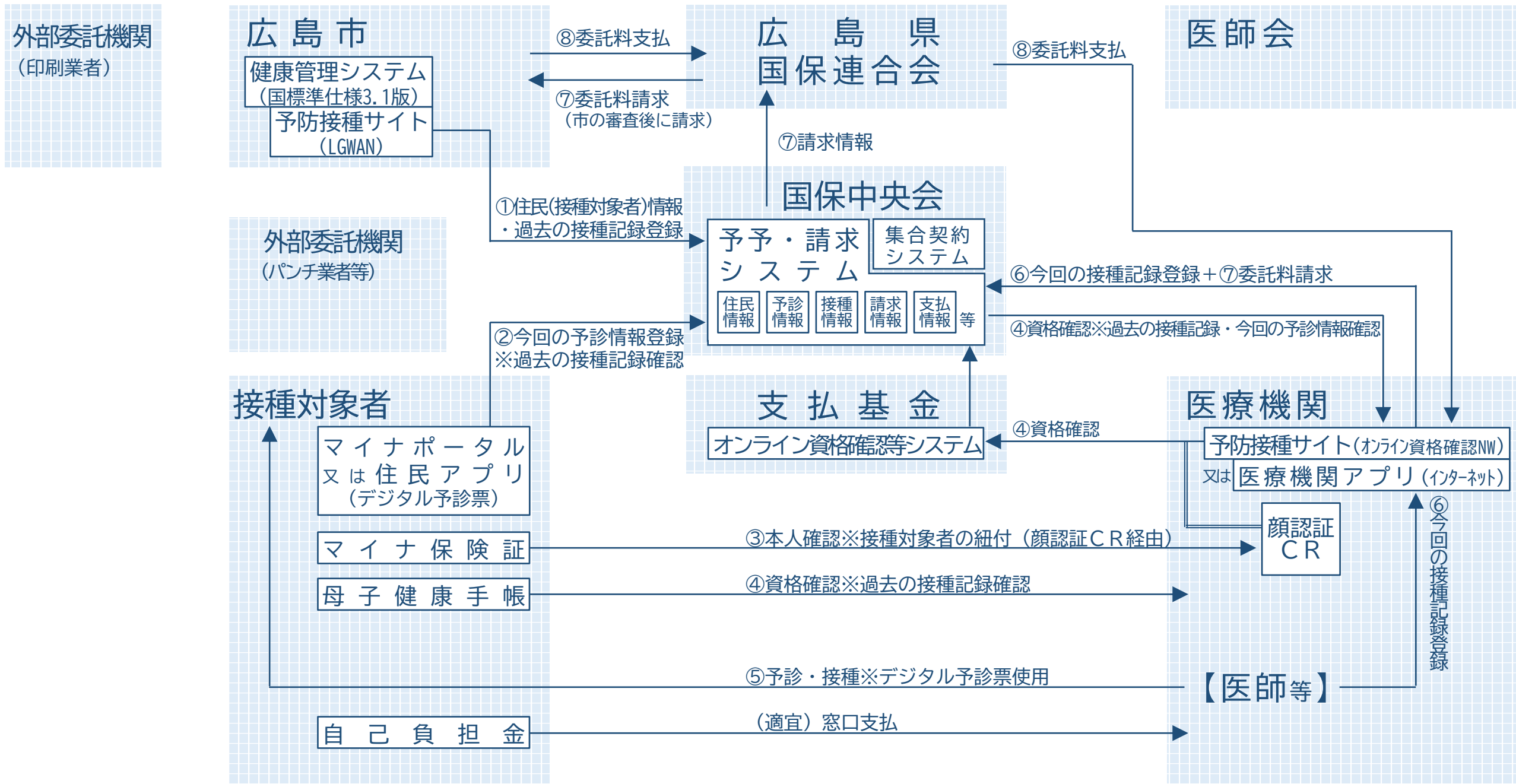
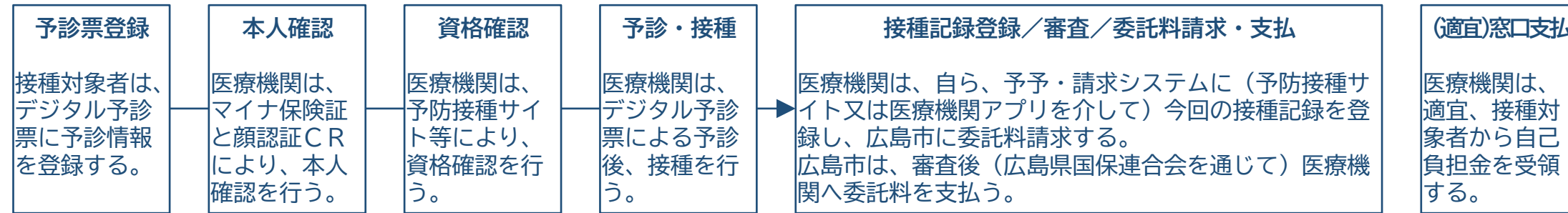


デジタル予診票を確認し、接種登録、窓口支払をデジタルで行う



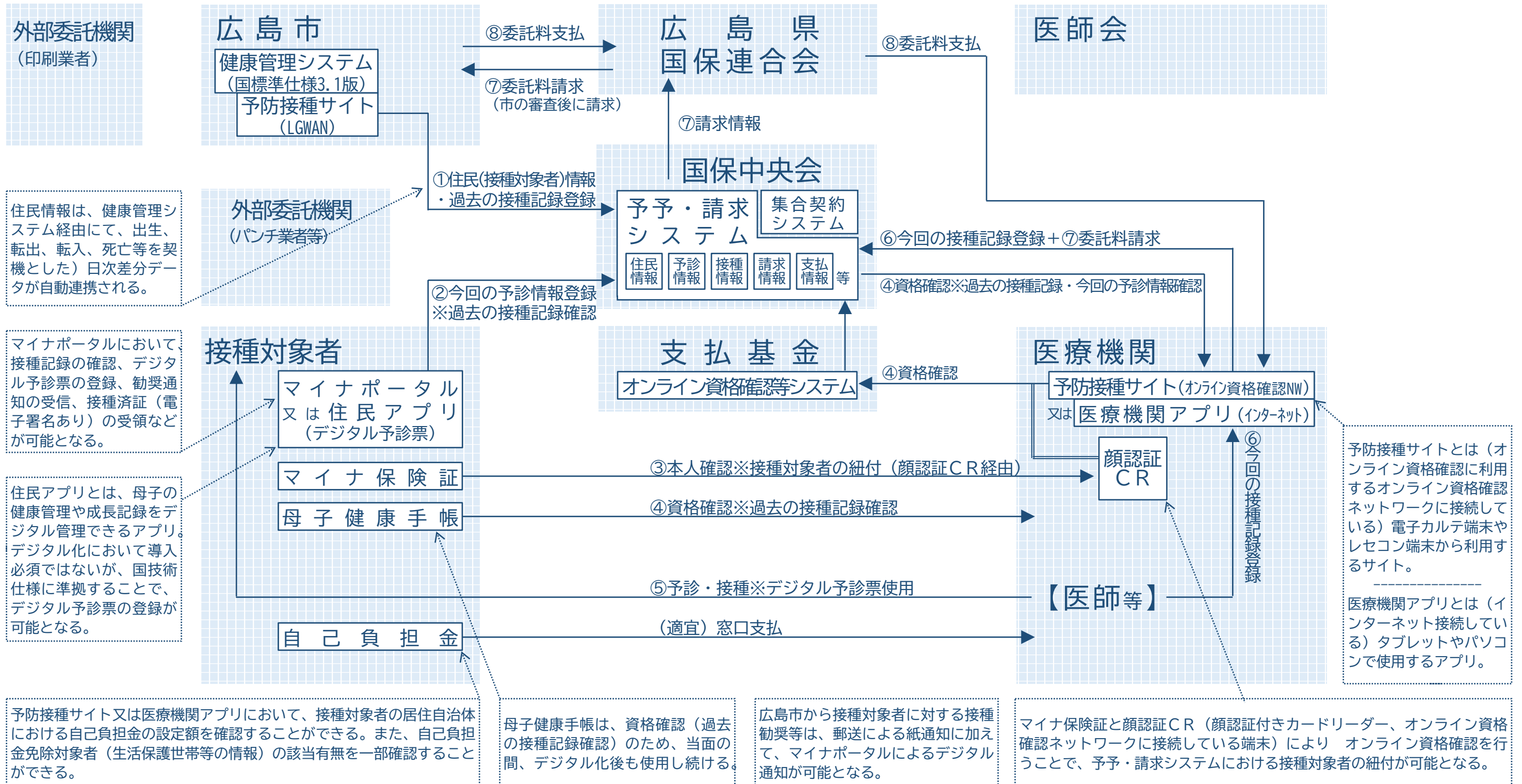
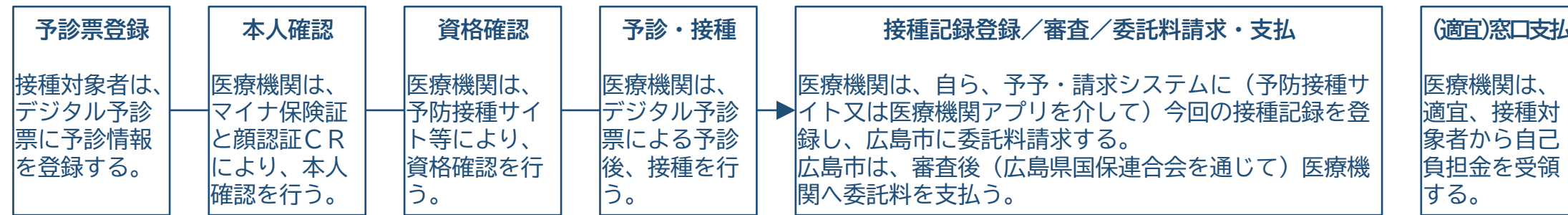
18

【デジタル化後】集合契約（全てデジタル）※全てデジタルで完了する運用



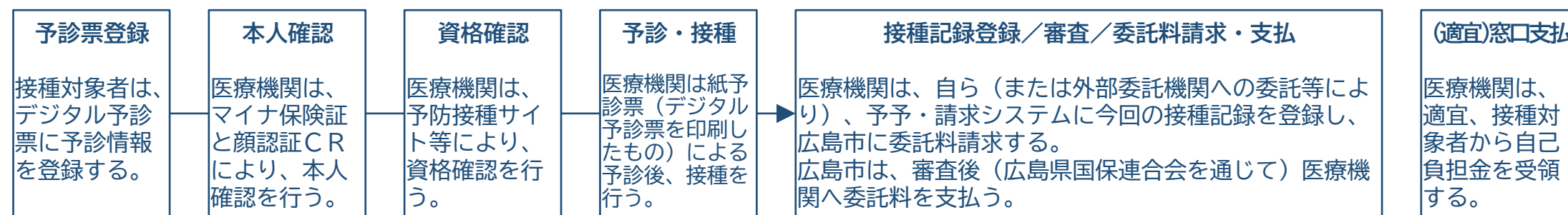
19

【デジタル化後】集合契約（全てデジタル） ※全てデジタルで完了する運用

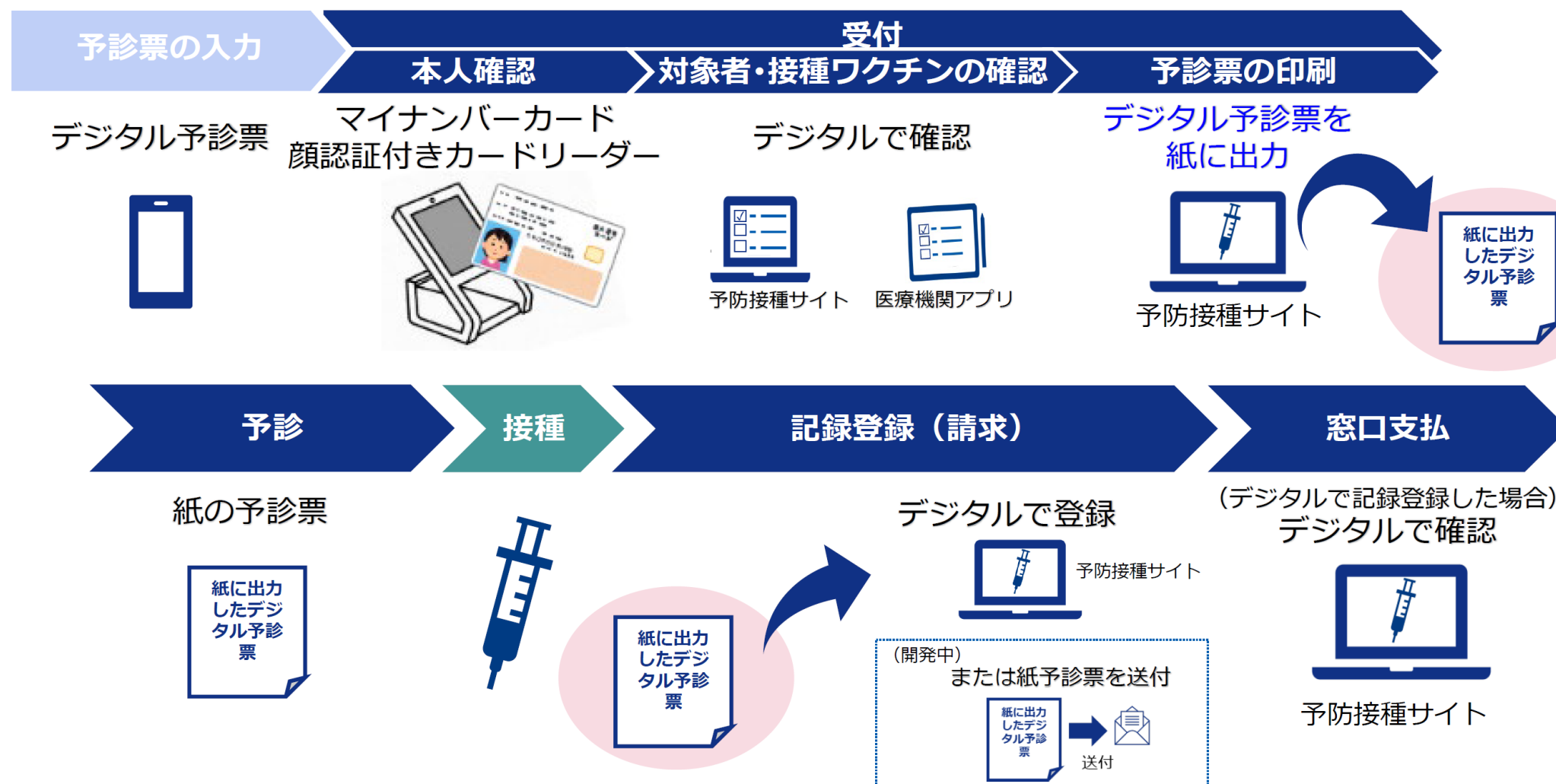


20

【デジタル化後】集合契約（一部デジタル） ※デジタル予診票を印刷する運用

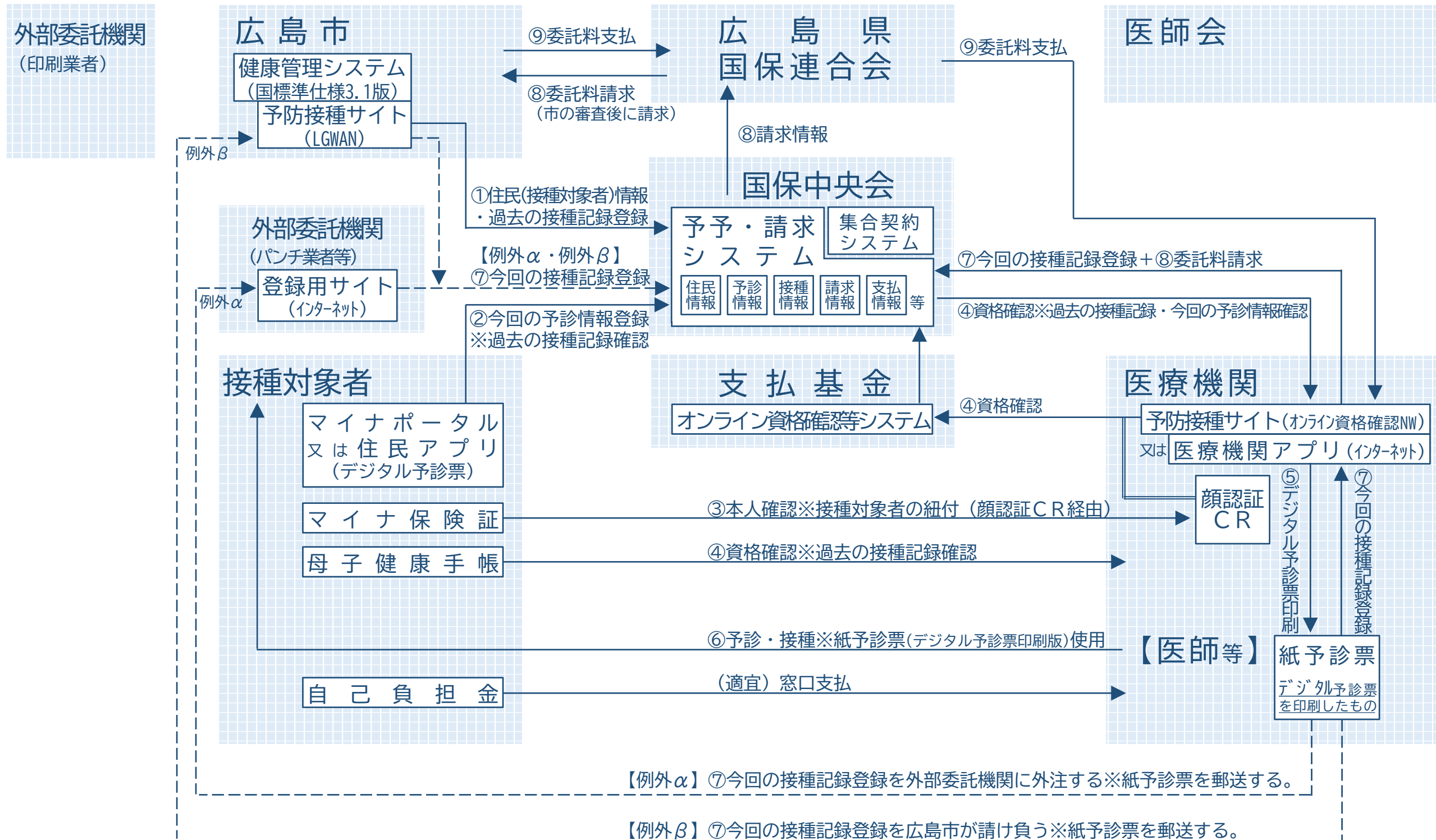
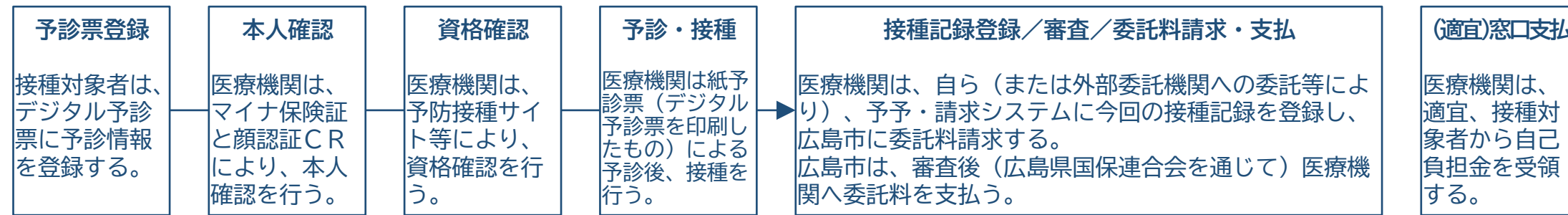


デジタル予診票を紙に打ち出して確認し、接種登録、窓口支払をデジタルで行う



21

【デジタル化後】集合契約（一部デジタル）※デジタル予診票を印刷する運用

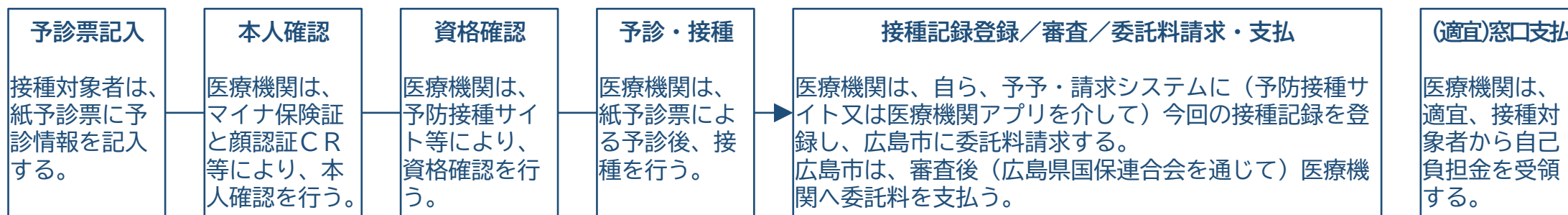


例外αは、集合契約に基づき医療機関が行う業務（接種記録登録）を外部委託機関に再委託する契約関係となるため、医療機関は委託者として委託費用を負担する。※広島市は委託者にならない。

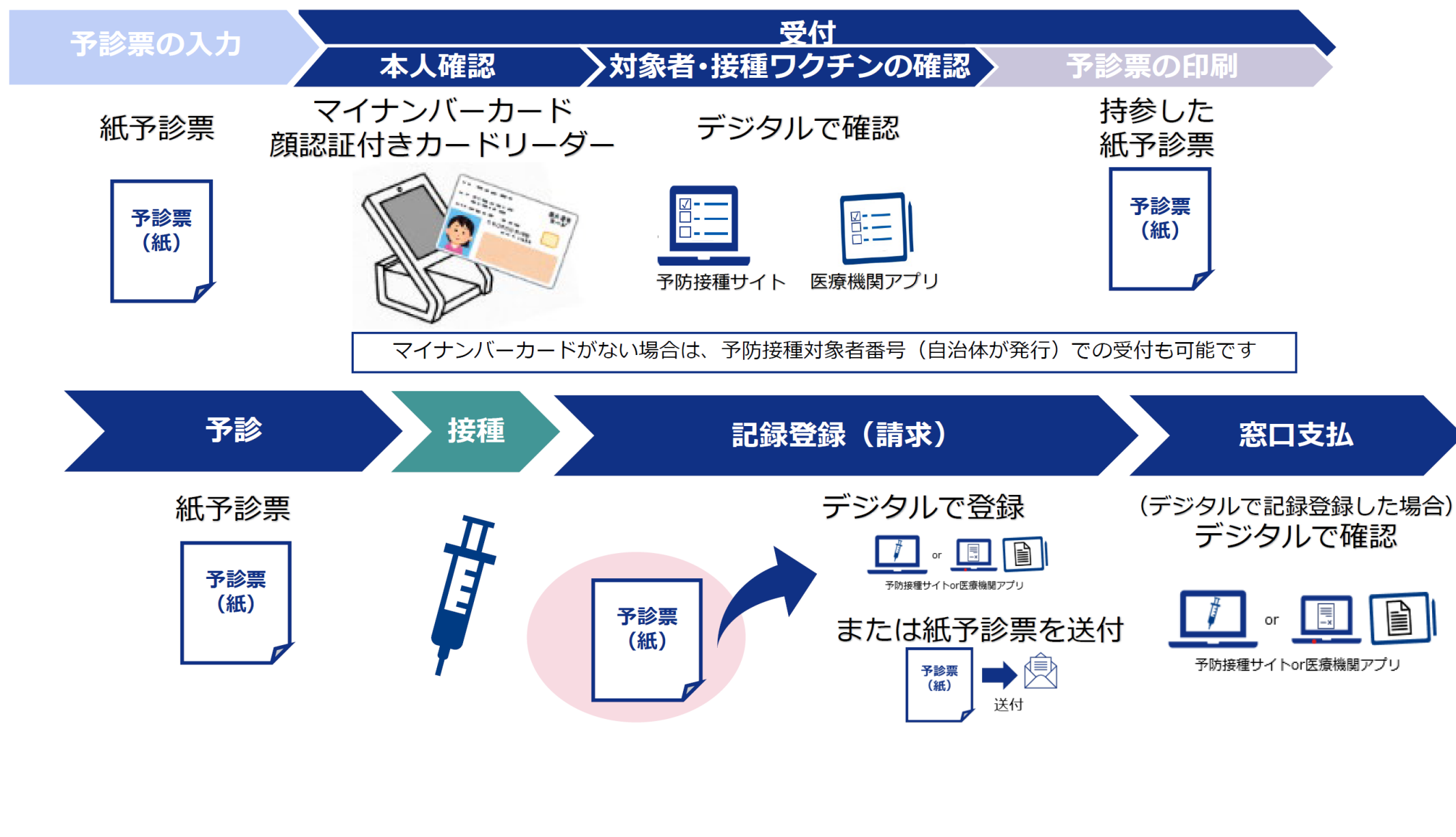
例外βは、紙予診票利用が多く見込まれ、医療機関において業務負担過多となり、データ入力が困難と判断した場合、広島市が当該業務を請け負うことができる。

22

【デジタル化後】集合契約（紙予診票を使用）※紙予診票による運用

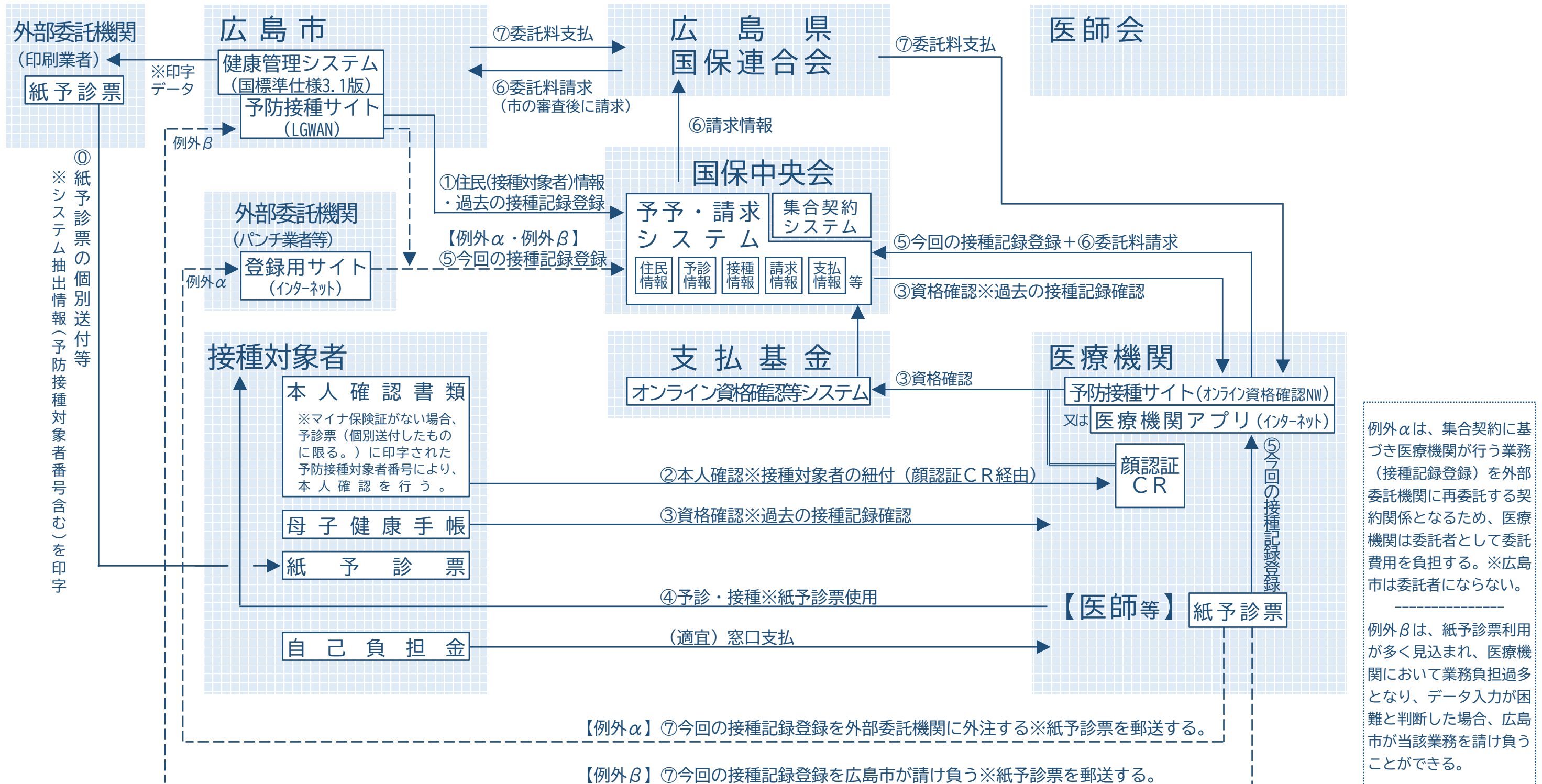
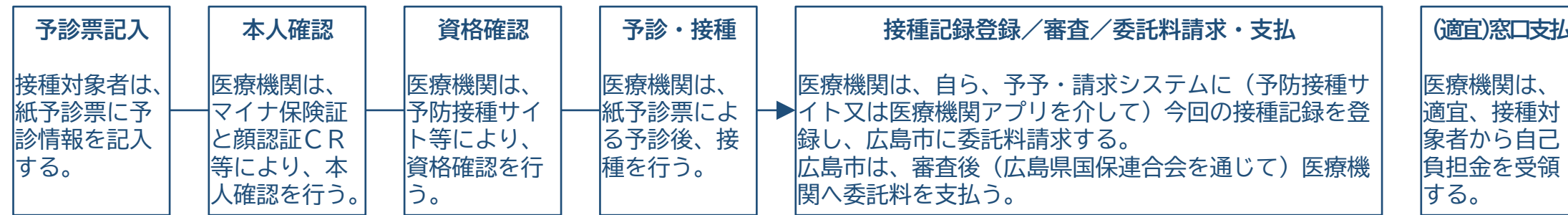


紙の予診票での受診の場合、紙の予診票を確認し、接種記録登録と窓口支払をデジタルで行う



23

【デジタル化後】集合契約（紙予診票を使用）※紙予診票による運用



24

主な質問と回答

質問	回答
医療機関アプリに使用するタブレット等の端末費用や予防接種サイトに接続するためのネットワーク改修費用などについて、費用補助はないのでしょうか。	医療機関アプリ及び予防接種サイトに関する費用補助等については、現在、国において検討中です。今後、国から費用補助等のあり方が示され次第、医療機関の皆様に御案内します。
医療機関アプリの選定は誰が行うのでしょうか。また、医療機関アプリの使用感を把握したいのですが、そのような機会はあるのでしょうか。	医療機関アプリの選定は広島市が行います。また、各医療機関アプリの使用感を把握することを目的としたデモ動画について、各アプリベンダーと調整の上、医療機関の皆様に紹介する機会を設ける予定としています。
現行の運用は紙予診票と紙接種券を併用していますが、スライドに示されているデジタル化の運用では紙予診票は使用し続けるものの、紙接種券は使用されていません。デジタル化以降、紙接種券の取扱いはどうなるのでしょうか。	国が示すデジタル化の運用において、紙接種券の概念はありません。このため、将来的には、紙接種券の取扱いはなくなるものと考えています。 なお、母子健康手帳とじ込みなどにより接種対象者に交付済の紙接種券の取扱いについては、一定の配慮が必要であることから、今後検討してまいります。
デジタル化の運用について、予予・請求システムへの接種記録登録は医療機関が行うのでしょうか。	予予・請求システムへの接種記録登録は医療機関が行うこととされています。しかしながら、医療機関における対応が困難な場合、医療機関自らが外部業者に委託することや、やむを得ず自治体が請け負うことも可能とされています。広島市の取扱いについては、今後、国の考えを踏まえつつ、検討してまいります。
インフルエンザなどの高齢者を対象とするワクチンの場合、マイナポータルからの予診情報登録（デジタル予診票の利用）はハードルが高く、紙予診票を選択する方が多くなるのではないのでしょうか。	高齢者等のデジタル予診票の利用が難しい方については、引き続き、紙予診票を利用していただける運用を設ける予定です。
デジタル予診票は、電子カルテと連携するのでしょうか。	電子カルテとの連携については、現在、国において検討中です。今後、国から詳細が示され次第、医療機関の皆様に御案内します。

【アンケートへの御協力について】

本説明会の内容に係る御質問等については、アンケートフォーム（下QRコード）より令和8年9月3日までに投稿してください。後日、市HPに回答を掲載します。

併せて、アンケートにも御協力ください。

アンケートの結果は、今後、デジタル化対応の検討等に活用させていただきます。

